

東大阪市条例第 4 2 号

東大阪市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

東大阪市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 4 年東大阪市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 2 1 条第 2 項」を「第 1 8 条の 3 第 1 項」に改める。

第 1 3 条第 1 項中「第 1 9 条第 1 項第 1 号ト」を「第 1 8 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。